

民生福祉常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和8年7月13日（月）午後1時26分～午後2時36分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 星野委員長、大東副委員長、今成、山宮、高柳、野村各委員
- 4 説明者 小野健康福祉部長、安原社会福祉課長、阿部こども課長、
三木介護高齢課長
- 5 事務局 織田澤事務局長、生方議事係長
- 6 傍聴者 新聞記者2名
- 7 議 事

- (1) 健康福祉部各課の所管・調査事項報告
- (2) 市民部及び健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
- (3) 今後の日程について
- (4) その他

8 会議の概要

- (1) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、次第（1）健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明を行う。

今回の調査事項については、3課に共通の調査事項であるため、各課より順次説明を受け、その後一括して質疑を行う。まず、社会福祉課から説明願う。社会福祉課長。

（安原社会福祉課長説明）

ア 社会福祉課

・調査事項

1 住生活基本計画における住宅確保要配慮者の状況について

○社会福祉課長 それでは、調査事項1、住生活基本計画における住宅確保要配慮者の状況について御説明させていただく。まず、住生活基本計画というのは、住生活基本法に基づいて策定されている計画であるが、住生活基本法の6条に居住の安定の確保ということで、住宅が国民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤であることに鑑み、低額所得者、被災者、高齢者、子供を育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保を理由として政策の推進を行わなければならないと規定されている。この趣旨に基づいて、第16条で全国計画を定めなければならない。第17条で全国計画に即して、都道府県計画を定めるものとする定められている。資料を御覧いただきたい。お手元の資料はこの都道府県計画の一部抜粋である。こちらは群馬県住生活基本計画2021という部分の第1章で住生活を取り巻く現況の住宅確保要配慮者のところに記載されている表に沼田市の数値を足し込んだものとなっている。こちらの県の計画において、住宅確保要配慮者というのは、全国と比較した場合に、群馬県では外国人人口の割合が突出して高く、子育て世帯と母子父子世帯の世帯数も高くなっている。一方で、借家に住む高齢単身世帯、高齢夫婦世帯の割合は、全国と比較して低い割合となっているが、今後高くなることが考えられるという状況が記載されている。そこでこの全国と県を比較した要配慮者の状況と

いうことになるが、まず一番上の低額所得世帯である。こちらの出典元は平成30年の住宅土地統計調査の数値を記載している。群馬県がこの低額所得世帯 8 万 9,200 世帯、1,000 世帯当たりの世帯数が 113.4 に対して、本市は 2,020 世帯、107.2 ということで全国、県の数値よりも低いということである。2 段目が障害者の数値である。こちらの身体障害者、知的障害者は、令和 2 年度の福祉行政報告例の数値を記載している。精神障害者については、令和元年の衛生行政報告例の数値である。公表されている数値は全国と都道府県のみであり、市町村の数値がないので、こちらについては市の事務概要書の数値で書かせていただいている。まず身体障害者については、群馬県は 4 万 4,412 人、1,000 人当たりの人口は 22.9 である。それに対し、本市は 2,205 人、1,000 人当たりが 47.1 という数値で、県の倍以上の割合となっている。知的障害者については、県が 1 万 5,871 で 1,000 人当たりが 8.2、それに対して本市が 460 人で、1,000 人当たりが 9.8 ということで、全国、県と比べて少し高い。精神障害者については、群馬県が 1 万 4,412 人。1,000 人当たりが 7.4 に対して、本市が 413 人、1,000 人当たりが 8.8 となっている。こちらの数値が全部住宅の確保が困難な要配慮が必要な人というわけではなく、対象となる全体の数ということになる。実際に今年度、住宅の確保が難しいという相談というのは、今のところ 1 件もない。過去には生活保護受給者でアパートに住んでいらっしゃった方であるが、隣人とトラブルがあり、転居せざるを得ないときになかなか住宅が見つからず、市外に転居を希望していたということもあり、高崎市の居住支援法人の紹介を受けて、セーフティネット住宅に転居されたという例は 1 件あった。社会福祉課からは以上である。

○委員長 それでは続けて、こども課長から説明願う。こども課長。

イ こども課

・調査事項

1 住生活基本計画における住宅確保要配慮者の状況について

○こども課長 こども課の所管事項について御説明させていただく。調査事項 1、住生活基本計画における住宅確保要配慮者の状況についてであるが、こども課の所管としては、子育て世帯や独り親世帯が対象となるものと考えている。まず、子育て世帯の状況についてであるが、先ほどの資料 2 ページの中ほどの表を御覧いただきたいと思います。こちらは令和 2 年の国勢調査による 18 歳未満世帯員のいる一般世帯数で全国が 1,073 万 3,725 世帯、群馬県が 16 万 3,909 世帯、沼田市は総世帯数 1 万 8,815 世帯のうち 3,559 世帯となっている。次に、母子父子世帯の状況についてであるが、こちらも令和 2 年の国勢調査による数値で、母子父子世帯については、未婚死別または離別の独り親とその未婚の 20 歳未満の子供のみからなる世帯数となっている。全国が 72 万 1,290 世帯、群馬県が 1 万 1,931 世帯、沼田市は 284 世帯となっている。現在、こども課に住宅確保要配慮者から住宅確保に困窮されているというような相談件数はないが、相談があった場合には、社会福祉課や建築住宅課等と連携して対応していきたいと考えている。

こども課からは以上である。

○委員長 それでは続けて、介護高齢課から説明願う。介護高齢課長。

ウ 介護高齢課

・調査事項

1 住生活基本計画における住宅確保要配慮者の状況について

○介護高齢課長 調査事項1、住生活基本計画における住宅確保要配慮者の状況について、介護高齢課より説明させていただく。本日お示しした表は、群馬県住生活基本計画2021のものであり、住宅確保要配慮者として借家にお住まいの単身世帯及び夫婦のみでお住まいの高齢者の世帯数が示されているため、沼田市も同様の数値をお示ししている。表の最下段を御覧いただきたい。単身世帯については、全国では214万9,696世帯、群馬県では2万1,164世帯、沼田市では352世帯となっている。夫婦のみの世帯については、全国では70万361世帯、群馬県では5,987世帯、沼田市では147世帯となっている。現在、介護高齢課において住宅困窮についての相談は今のところないが、今後、相談等があった場合は在宅介護支援センター等関係機関とも連携の上、対応していきたいと考えている。

介護高齢課からは以上である。

○委員長 説明が終わった。調査事項1、住生活基本計画における住宅確保要配慮者の状況について質疑を行う。質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 この間の一般質問に答えて、部長にも、各課の課長さんにも大変御無理を言っただけでよい資料を作ってください感謝する。

まず、社会福祉課にお伺いする。特に身体障害者が群を抜いて沼田市は世帯数が多いわけである。今、課長がおっしゃったとおり、要望は今のところないというお話であるが、そもそも市営住宅以外に、こういう方々に配慮した住宅があるとか、これから造っていくという周知がされなければ、ニーズも出てこないのかなというふうに思っている。その辺の喚起する考え方、PRすることについての考え方があればお伺いしたいのと、そもそもその協議会を作ることについてどのようなお考えなのかお伺いできればと思う。それからセーフティネット住宅、高崎でも前橋でもまだ、数件ぐらい、高崎に幾らか、前橋でも1つぐらいだったと思うが、沼田市で登録制、そういう住宅を造っていく考えがあるのかお伺いしたいと思う。

次に、こども課であるが、多世代型住宅というのが、高橋場町に数年前にできたと思う。今も入居しているが、あれだけの好条件のところがあったら、今ニーズがないといっても、あのくらいの広さでもって、交流ができたり、いろんなことができたりということは、沼田市でもできますというふうに、これもPRすれば潜在的なニーズはあると思っているのだが、PRすることについて、潜在的なニーズの喚起について考え方があればお伺いしたいと思う。

次に、介護高齢課であるが、沼田市は高齢者の単身世帯が極端に少ない。これはいいことだと思っている。単身でなく住んでいるので、何かあったときには家族がいらっしゃる。今のは安心していい。単身世帯はこれから恐らく全国的に増えていくのだろうというふうに思っている。確実にこれは増えていくと思っているが、その辺に対する今のところの考え方があればお伺いしたいと思う。

○委員長 順次、社会福祉課、こども課、介護高齢課の順番でお願いします。社会福祉課長。

○社会福祉課長 まず、こういう配慮した住宅についてのPRの考え方ということである

が、住宅面は建築の部門になるので、そちらと連携するという形にはなるが、基本的には生活困窮者の窓口としてどんな方でも、来ていただくというようなところで、周知をしていきたいと考えている。協議会を作るという部分についても、こちらも建築部門で検討されていると思うので、そちらと連携をして立ち上がる際には当然福祉部門も入らなければならないので連携して対応していきたいと考えている。セーフティネット住宅、こちらについては建築の要件とか、いろいろあり、そちらは建築部門でという考えである。

○高柳委員 一般質問で言ったが、新しく協議会を作るというのはとても大変だと思う。全国で1,700ぐらい自治体があって、まだできたのは150ぐらいだったと認識している。これは同じようなものであると、例えば、障害者で言うと自立支援協議会であるとか、高齢者でいえば介護保険であるとか、既存の協議会、懇談会があると思う。それをベースにして作っていかないと幾つもの会議があって、課長や担当が幾つもの会議に顔を出さなければならないので、私は再編をしたりしながら、会議をつくったほうがいいと思っている。そういう点では、どちらが窓口になって作りあげてもいいと思っているので、社会福祉課とすれば、寄せられる悩みというのは、住むこと、暮らすことだと思う。隣の人とトラブルになったとかというの、やはり生活環境の違いだと思っているので、福祉部門から呼びかけて協議会を立ち上げていく考えがあるのかなのかお伺いしたいと思う。

○社会福祉課長 協議会を福祉の部門から立ち上げてということであるが、先ほども申し上げたとおり、まずは住宅部門でやっていただいて。協議会の資料も見させてはいただいているが、先進の事例も福祉の部門というのは協議会に当然入っていて、そこに対してサービスというかフォローをしていくのが福祉部門だという認識でいるので、今現在それがやれていないのかといえば、単独ではあるがそういうものがあれば、当然住宅を探す手伝いであるとか、そういうこともしているので、現状の相談体制でもその辺はフォローできるというふうに考えている。

○委員長 次に、こども課長。

○こども課長 まず、高橋場町にある多世代型の住宅、またそういった好条件のものが新たに出来上がればという話であるが、建築部門からそういった話は現在いただいている。もしそういった話があれば、こども課に相談があった方に紹介はできと思っているが、現在のところはそういった情報は得ていない。それから配慮した住宅のPRについても、今現在もし住宅に関しての相談があった場合には、建築住宅課の市営住宅の話であるとか生活費の面であれば、社会福祉課であるとか社会福祉協議会等と連携をさせていただいて、相談に対応していくということで支援をしているというのが現状である。協議会の立ち上げについても、こども課としても先ほどの社会福祉課と同様に、まず、建築部門で立ち上げるようなことがあれば、もちろんこども課としても連携して進めさせていただくというのは当然のことだと思っているので、そういった認識である。以上である。

○高柳委員 これも一般質問で述べたが、多世代型で暮らすというのは、例えば市営住宅でいうとひとつで完結しているが、地域的にそういうエリアを作るといっても可能なわけである。老人ホームの隣に子育て専用住宅を造って、ひとつのコミュニティを形成する形でもつくれると思っている。むしろそのほうが現実的と考えているが、そういうことについての検討があればお聞かせいただきたいと思う。それからもう一点、今回のこの住宅セーフティネット法は、パンフレットが国土交通省と厚生労働省の連名で出ている。であ

るから、謙虚にあちらが先でこちらが先でと言っていると、結局いつになっても立ち上がらないと思う。積極的に両方でやっていくというか、住宅が先と言うのではなくて、生活が先にあるからということで、積極的に働きかけていただく考えがあるかないかお伺いしたいと思う。

○こども課長 地域として老人ホームの隣にそういった子育て住宅とかのまちづくり的なものから考えてはという御質問だったかと思うが、なかなかこども課でそういった地域のまちづくり的なところまでを計画していくというのは、所管としても難しいところである。もちろん先ほどの協議会の話でも、協議会を立ち上げて、そういった住宅が建って、こども課としてソフト面という形で子育て世帯の方であるとか独り親世帯の方に対しての支援として連携はさせていただき仕組みになっていたと思うので、そういった面で協力体制はある。以上である。

○委員長 介護高齢課長。

○介護高齢課長 これから増えていく単身世帯の高齢者についての今の考え方についてであるが、沼田市ではひとり暮らし高齢者調査というものを行っている。こちらは70歳以上、独り暮らし、調査時点で入院または入所していない方が対象になっている。親族が同一敷地内に住んでいて交流がある場合は対象外、調査時点で施設などに入所されている方も対象外となっている。こちらのきめ細やかな調査をすることによって、単身世帯についてもいろんな状況の方がいらっしやると思う。こちらについて在宅介護支援センターや包括支援センター等から連携して情報を得て、その方々に個別にいろいろアプローチができると考えている。高齢者については、いわゆるアクティブ高齢者という形となかなかもう体が弱くなって介護が必要になっていく高齢者の方と、またちょっと状況が違うと思う。アクティブ高齢者の方はアクティブであるので、自分で何とかできる範囲かもしれないが、介護が必要になった場合、家があったとしても、その家で住み続けていくことがなかなか難しくなるという場合がある。そういう方についても、現在ついているケアマネジャーと連携しながら、例えばサービス付きの高齢者住宅に入るとか、あとは親族の家の近くの施設に入所するとか、そういう個別の対応ができると思っている。以上である。

○高柳委員 70歳以上の方々のアクティブグループと、残念ながらそうでないグループとあって、アクティブな方々は自分で何とかできるからいいと。そうでない方々は、専門医の相談によって適切なところに入所なり、通所なりをしてくれるということになっているが、現行の制度ではそういうことなのだろうと思うが、これがだんだん増えていって、アクティブでない人たちが増えていくわけである。きっと長生きするわけだから、そうするとやはり、そんなに遠くないうちにバリアフリーの住宅が増えていったり、バリアフリーにするための補助が必要であったり、それからグループホーム的なものを造ったときの支援員、昔のシルバーハウジングなどが必要になってくると思うが、その辺の検討がされているかどうかお伺いしたいと思う。

○介護高齢課長 シルバーハウジングについて検討はしていない。既存の介護施設、有料老人ホーム等を活用しながら、その辺をケアしていけたらと思っている。以上である。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 まず、最初に3課にそれぞれ同じことをお聞かせいただきたいのだが、そういう住宅に困っている方に対して、それぞれの担当課で社会福祉課なり、こども課なりで

対象となるような方々に相談に来ていただいて結構ですよというような広報はどのようなふうに行われているのか。それと、なかなか市役所にまで相談に来られない方々で実際困っている方もいるのではないかと想像してしまうのだが、やはりそういった意味では地域の民生委員、また区の役員と連携をしながら、そういった地域でこういった住宅のことで困っているような方の把握というか、そういったことについては、それぞれ3課では、何らかの取組などがされているのか、まず教えていただければと思う。

○委員長 社会福祉課長。

○社会福祉課長 広報についてであるが、特に住宅ということで特定して広報はしていない。生活に困ったらという形での広報は年2回させていただいている。社会福祉課とすると、どちらかというと経済面の相談が多くなってしまいが、今後はそういう住宅に困っているという部分も何かしらで周知していけるようにはしていきたいと考えている。それから、地域での相談に来られない方等の状況の把握、それから民生委員を含めてそういう方たちとの連携ということであるが、住宅に困っている方ということになるので、なかなか地域の中でそういう話が出てくるのかというのがちょっと疑問に思うところはある。どちらかというと市外から転入してきて、住宅がないとか、例えば更生施設から出てきて、住むところがないとか、そういうほうが現実的にはあるのかなというふうに考えている。そういう団体とは連携して情報共有はさせていただいているので、そういう相談があれば、沼田市にはセーフティネット住宅等支援法人はないが、こちらでできる限り、不動産屋さんでなるべく入れてもらえるようなところというのは、社会福祉課で言えば生活保護の申請である程度押さえている部分もあるので、そういうところを紹介して対応していけるのではというふうに感じている。また、地域でもしそういう話があれば、やはり民生委員が状況を把握できると思うので、そういうところからの情報をいただいて対応していきたい。

○委員長 次に、こども課長。

○こども課長 こども課としては、やはりお子さんのいらっしゃる家庭が対象となってくるので、こども課においては、こども家庭センターを設置している。そちらの相談は特に住宅に特化したものということで集中しているものではないが、お子さんのいらっしゃる家庭の方が不安に思うことであるとか、困っていることなどを相談してくださいということで周知をさせていただいているので、そういった中で相談に対応させていただくようなことになるかと思う。それから、民生委員と地域の方々の協力という点についても、民生委員等にはこども家庭センターの役割について、民生委員の研修会等で話をさせていただいている。なかなか住宅確保に困窮しているという方はいらっしゃらないところではあるが、実際住宅にお住まいの方でも、住宅の環境面とかで苦労されている方がいらっしゃれば、相談いただければと思っているので、周知についても、民生委員等を通じて対応できるようにしたいと思っている。

○委員長 次に、介護高齢課長。

○介護高齢課長 広報についてであるが、住宅に特化した広報はしていないが、高齢者の困りごとについて広く相談してくださいということで広報はしている。それが地域包括支援センターであったり、在宅介護支援センターであったりする。地域の役員等の方々との連携についてであるが、先ほど申し上げたひとり暮らし高齢者調査は民生委員の協力を得ている。また、老人クラブの事業としても、自分たちのお住まいの町のひとり暮らしの高齢

者に一声かける運動をされており、きめ細やかな対応ができていると思っている。

○副委員長 最後の一つだけ社会福祉課長にお聞かせいただきたいのだが、障害を持っている方の親御さん、両親と一緒に住んでいる場合はいいのだが、一般的には両親の方が先に亡くなるケースが多い。障害のある方が残されるケースが多いのではないかというふうに思う。両親と一緒に生活されている際は、住宅を含めていろんな点で何らかの対応はできているのだと思うが、結局1人残された場合、住宅を含めて、やはりきめ細やかな対応、それまで以上にきめ細かな対応をしていく必要があると思うのだが、そういった家庭の変化であるとか、そういった中での住宅、住まいの関係の対応などについて、今のところはないようだが、今後そういったことも含めての検討はされていくお考えがあるのかどうか最後にお聞かせいただければと思う。

○社会福祉課長 障害者の方で1人残された場合という御質疑かと思うが、まずは住宅に困るというよりは、サービスの提供のほうが先になると考えている。当然グループホームであるとか、施設入所があると思うので、そこで対応できるのではないかというふうには考えている。親が亡くなって、仮に賃貸にお住まいだとすれば、残された方というのは、なかなかそこに住み続けるのは難しいかもしれないが、自身で自立できる方は、サポートしながら、アパートなどで住んでいただければいいなとは思っている。そうでない場合は、やはりグループホームなり、施設入所というほうで、サービスでカバーしていきたいと考えている。

○委員長 ほかに。野村委員。

○野村委員 社会福祉課長にお聞きしたいのだが、今までの説明だと、沼田市の場合は住宅の確保が難しい人はいませんという答弁だった。住宅確保が難しい人はいる。日本人ではない。外国人労働者は、住宅確保が大変難しい。民間のアパートは基本的に外国人労働者を受け入れてくれない。生活保護を受けている方は民間のアパートでも家賃が間違いなく入るのでこれは受けているのだが、外国人労働者の場合は、民間のアパートはなかなか受け入れてくれない。社会福祉課が担当している貸家の関係であるが、空きというのはあるのか。

○社会福祉課長 社会福祉課が住宅を管理しているというわけではなく、生活保護の業務などで住宅をお世話している中で、不動産屋さんとの信頼関係であるとか情報共有という中で、ここだったら受け入れてもらえるだろうというようなところを紹介しているということである。課として何か住宅を管理しているというわけではない。

○野村委員 低所得者のために対応ができるようなものというのは、とりあえず社会福祉課では持っていない、そういうことか。どんどん沼田市でも外国人労働者が実際問題として増えている。労働基準法の関係だと思うが、今は一戸建てのアパートでも2人以上入居できない。雇い入れているほうに罰が来るので。会社が外国人労働者を雇用して、それで雇用された外国人の方が、一戸建ての6畳未満ぐらいの普通サイズの貸家に4人に入るといって、それは罪になってしまう。2人でないと。だからますます外国人労働者が居住できる建物がどんどん少なくなっている。そこに少し行政が光を当ててくれるような手立てがあると、民間のアパートを持っている大家さんが安心して、外国人労働者でも入居ができるような、そういうバックアップみたいなことが行政で何かできないか。その辺のところは何か考える余地があるか。

○社会福祉課長 まさにその部分をバックアップするのが住宅セーフティネット法である。ただ、これはあくまでも配慮者の方が入る住宅を認定して、そこに入った場合にはいろいろな福祉であったり、住宅部門であったりからの支援が行くような形のものとなっているので、登録する住宅なり、支援する法人なりができてくれば、そういう部分に対してはフォローできるというふうに考えている。

○野村委員 外国人労働者もいわゆる低所得世帯に該当する。そんなに高給は取れないから。だが、そういういわゆる外国人労働者に頼らなくてはならないような社会になっているわけである。実際雇用する側とすればそんなに給料を払うわけにいかない。外国人労働者を雇い入れてその人たちに頼るのだけれども、そういう人たちへの支援が公である程度こう考えていけるような世の中になれば、もっともっと外国人労働者が働ける、そういった世の中になるのかなという、そういう思いがある。今後の検討課題の中に入れてもらえればありがたいのだがその辺はどうか。

○社会福祉課長 外国人ということに限らず低所得ということになるかとは思いますが、そういう方も基本的には最低賃金で働いているので、そこは外国人、日本人というのは関係なく通常であればそれで生活できるというふうには考えている。ただ、何かしらの理由で、外国の方は保証とかそういうのもあるのかもしれないが、住宅がなかなか確保しづらいということであれば、この制度の支援でできる範囲になってしまうと思うが、今後、建築部門とも連携しながら研究はしていきたいというふうには考えている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で社会福祉課、こども課及び介護高齢課を終了する。

(3) 今後の日程について

○委員長 次に、次第(3)今後の日程について、ア 次回の委員会について事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局の説明のとおりでよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 事務局の提案のとおりとする。以上で健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明を終わる。

(健康福祉部退室)

(2) 市民部及び健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは、次第(2)市民部及び健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を行う。まず、市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を行う。発言はあるか。高柳委員。

○高柳委員 制服リユースについて、前年度から各学校にダンボールを置いて、制服のカン

コーが自主的に回収をしてリサイクル、リユースをしてくれるという制度が沼田市でも全国で2例目であるが行われた。どうもその辺のところの調整が上手くいっていないくて、私は学校教育課がやると思っていたら企画政策課で、この間何かで見たら環境課に移りましたという話になった。例えば環境課もそういう話は今のところ報告してくれていないので、環境課が行う制服リユース、どのように行われているのか、あるいはまだ手がついていないとすれば2年目であるから今後どのように行おうとしているのかお伺いしたい。広げてもらいたいので。結いの家だけではなくて、アミ美容室もそうだが、先に立ち上げたところと上手くいなくて、今年2回目だがほとんど話合いもなく、どのぐらいの量だったかもちょっと分からない。今後は制服が統一されたから、今までの制服はいらなくなってしまふ。もう捨てるだけになってしまう。そういうことも考えると上手くやってもらいたい。今後どうするのかということをお伺いしたい。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 市民協働課で、最近地域の区長を含めて役員の成り手がいないということである。それぞれ地域で役員の選出の状況が具体的にどうなっているのか。白沢町尾合でも育成会がなくなったというし、そういう地域の組織の状況、一般的にはもう婦人会がなくなったし、老人クラブも減少傾向にある。そういった地域の各種団体の状況も市民協働課が押さえているのかどうかということを含めて、役員の選出状況であるとか、地域の団体の状況がどうなっているのか。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 事務局に確認させる。

(事務局書記 確認)

○委員長 以上で市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。

次に、健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を行う。発言はあるか。
高柳委員。

○高柳委員 第10期介護保険計画、生き生き長寿のまちづくり計画、それが始まっていれば進捗状況をお聞かせいただきたい。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 事務局に確認させる。

(事務局書記 確認)

○委員長 以上で健康福祉部に関する調査事項と意見交換を終了する。

(3) 今後の日程について

○委員長 次に、(3) 今後の日程について、イ 今後のスケジュールについて事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

(4) その他

○委員長 次に、（４）その他について、委員から何かあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 私からよろしいか。LINEWORKSで調査事項一覧を６月16日に事務局から入れていただいたので紹介する。各常任委員会の調査事項の一覧である。他の委員会を傍聴して情報を把握していくということの参考にしていただきたい。

次に、７月８日に沼田市交通対策協議会に各常任委員長が出席した。交通安全対策の事業報告の中で、私達に関係することについて少し紹介させていただきたい。

高齢者の踏み間違い事故は、自動ブレーキの関係で減少傾向になってきたそうである。一番多いのは、横断歩行中の死亡事故、特に高齢者である。ほかには、対面での対向車とのみ出しの正面衝突の事故が結構多いそうである。交差点での事故も多く、例えば一時停止、左右の確認をしなかったことによるものである。

もう一つ、今年の９月１日から生活道路における法定速度が60キロから30キロに変わる。中央線や分離帯がないような道路が生活道路と言われている。そこを60キロから30キロに統一していくということである。

次に、事務局からその他について説明させる。

（事務局書記 説明）

○委員長 説明が終わった。説明のとおりでよろしいか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長 以上で本日の委員会を終了する。

（午後２時36分 終了）